# 参考1

国民年金システム標準仕様書(1.5版)案に対する意見照会説明資料(案)

デロイトトーマツ コンサルティング合同会社(「地方自治体における情報システム(国民年金)の標準仕様書作成に向けた調査研究等 一式」事業 受託事業者)

2025年10月29日

## 目次

1. 標準仕様書(案)意見照会の背景と目的	2
2. 意見照会の実施概要	7
Appendix. 所得額の算出方法	16

## 1.1. 自治体システム標準化等の目指す姿

住民サービス向上に係る工数・予算の原資を捻出するために市町村(特別区を含む。以下同じ)における職員の業務負担軽減、システム構築・維持費の削減が必要であり、これを実現するために業務プロセス・情報システムの標準化等に取り組んでいます

業務プロセス・情報システムの標準化等により目指す姿

#### 各市町村の業務プロセス、情報システムがバラバラ

#### A システム整備 の主体

## # +W ++ / L= ~

#### B 先端技術の 導入状況

- ベンダの 競争環境
- 業務の 統一状況

# イメージ

#### 重複投資により人的・財政的負担が大きい

- システムの維持管理・制度改正による改修を個別対応せざるを得ない
- 各市町村で独自開発やカスタマイズがある。

#### AI、RPA等の先端技術を活用しにくい

- ・ 単独での利用だと、高価なAI、RPA等の先端技術を取り入れにくい
- 単独での利用だと、学習データも少なく学習効果を高められない
- ・業務プロセスが他市町村と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

#### ベンダロックイン

システム仕様がバラバラの結果、他ベンダへの移行が困難であり、競争が働かず 割高になる

#### 住民・企業等にとって手続きが不便

- ・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に対応する必要
- ・ 紙の申請書に記入し、窓口申請が必要

#### 

#### 標準的な仕様によるシステム調達・サービス利用

#### ノンカスタマイズの促進・割勘効果による人的・財政的負担の減少

- クラウドサービス利用に移行しやすくなり、制度改正対応や更新時の負担を削減
- 共同化がしやすくなり、重複投資を削減

#### 割勘効果によるAI、RPA等の先端技術の導入促進

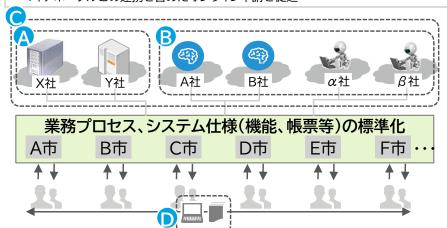
- ・ 共同化がしやすくなり、AI・RPA等の先端技術を安価に導入可能となる
- ・ 学習データの増加により、AIの質が向上する
- ・ 業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用可能となる

#### ベンダ間の競争促進による調達コストの低減

• 各市町村が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

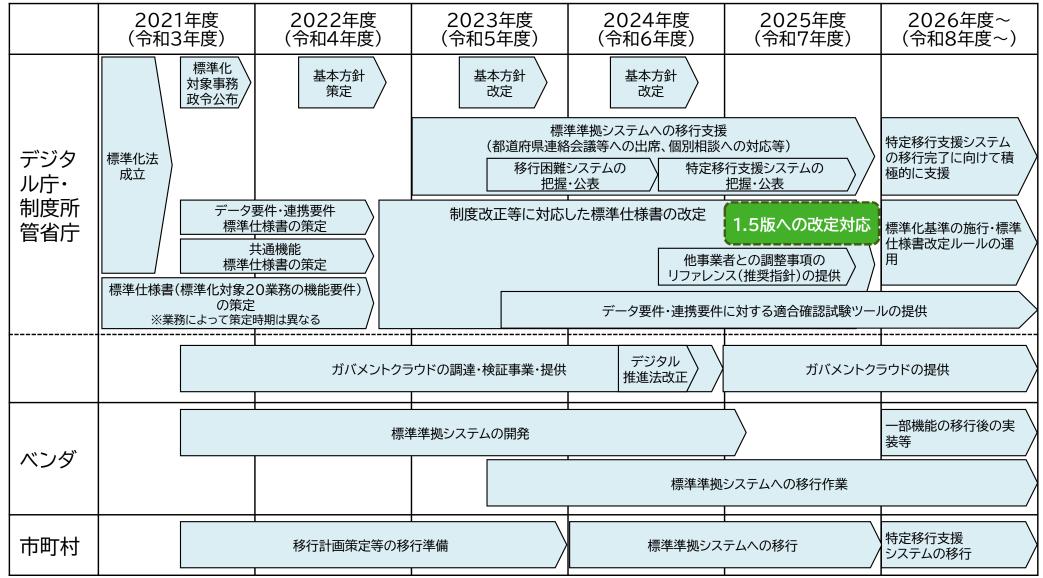
#### 様式統一・オンライン化による住民・企業等の利便性向上

- 異なる市町村にも統一した様式・帳票にて提出可能となる
- マイナポータルとの連携を含めたオンライン申請を促進



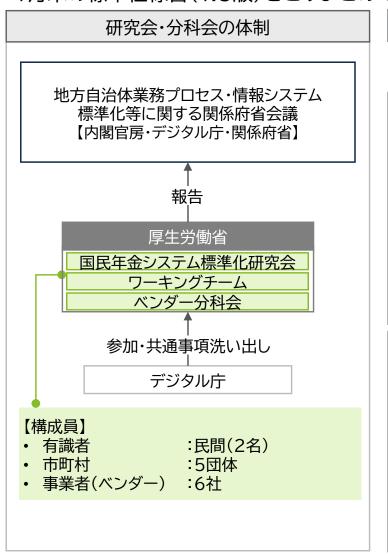
## 1.2. 業務プロセス・情報システム標準化のスケジュール

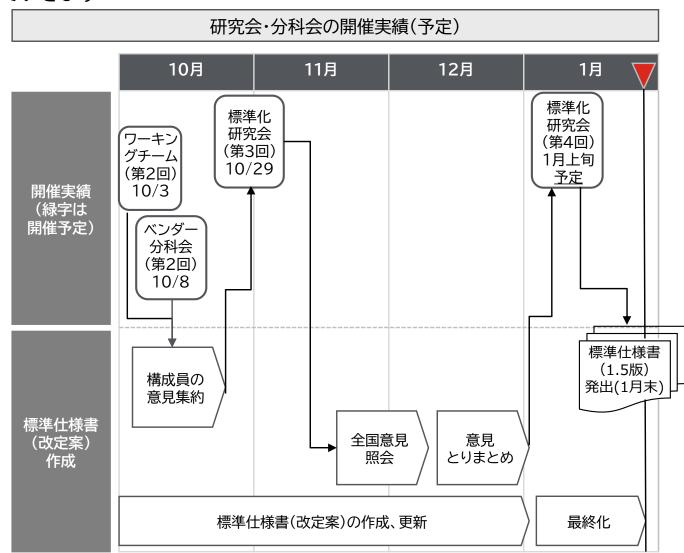
令和7年8月末に発出した標準仕様書(1.4版)を基に、制度改正等を踏まえた標準仕様書の改定を継続的に実施します。令和8年1月末においては法令・制度改正への対応を目的とした1.5版への改定対応を行います



## 1.3. 標準仕様書(1.5版)の策定の進め方

令和7年度下期は、ワーキングチーム及びベンダー分科会と研究会での協議、並びに全国意見照会の結果を踏まえて、 1月末の標準仕様書(1.5版)をとりまとめていきます





## 1.4. 令和8年1月末改定に向けた意見照会対象

令和7年度下期は、特定親族特別控除の創設に伴う対応を目的として改定を実施します。令和7年度の意見照会では事務局にて提示した改定案及びその他要望等を対象としてご意見をいただきます。

#### 令和7年度の意見照会の目的

令和7年度下期の改定は移行期限終了である令和7年度末までの移行完了を実現すべく、お示しした改定案に対して、業務上問題が発生しないか、またシステム構築において妨げになるような変更となっていないか等について、全国の市町村及び事業者からご意見をいただきます。

#### 意見照会の対象

意見照会の対象	内容
事務局にて提示 した改定案 <sup>※</sup>	・ 特定親族特別控除の創設に伴う内容の取り込み
その他	・ 事務局で提示した改定案以外の標準仕様書に対する意見要望

<sup>※</sup>資料2-1「標準仕様書(別紙2)機能・帳票要件\_改定案」、資料2-2「標準仕様書(別紙3)帳票詳細要件\_改定案」、資料2-3「標準仕様書(別紙4) 帳票レイアウト\_改 定案」が対象となります。

#### 意見照会対象の具体例

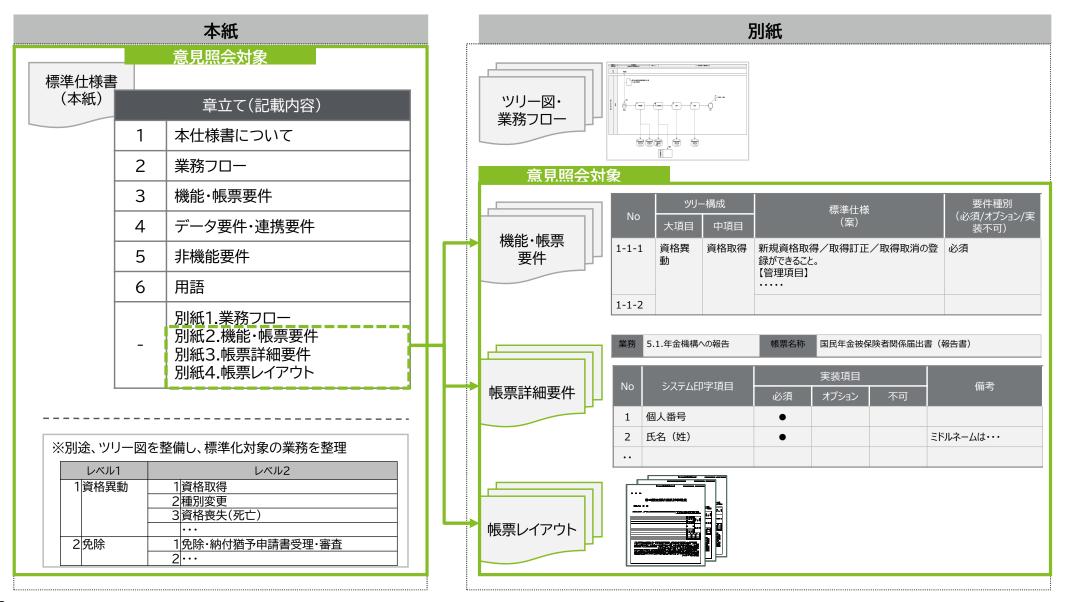
	帳票ID	0260022	帳見	<b>東名称</b>		国民年金 障害基礎年金 所得状況届
No		システム印字項目			標準仕様	
				実装項目		備考(印字編集条件など)
			必須	オプション	不可	
18		特定親族特別	•			
19		(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者	•			
20		特別障害者である同一生計配偶者及び扶養				
20	]	親族の合計数				
21	1	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学				該当する項目にOをつける
		生の別	155			設当する項目にしてりかる
22	[	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得				
44		額				
23	控除	後の所得額		•		
24	年月日		•			和曆表記
25	市区町村長名		•			1
26	市区町村長の電子公印		G	•		
27	※送付 年月日			•		和曆表記
28	文書	<b>플</b> 号		•		-
29	公的年金受給状況			•		該当する項目に〇をつける

資料2-2 標準仕様書 帳票 詳細要件から一部抜粋

赤字のセルが改定対象 になります。

## 2.1. 意見照会対象 -標準仕様書(1.5版)案における改定対象-

令和8年1月末改定の対象は機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトになります。



## 2.2. 意見照会対象 -標準仕様書(1.5版)案における改定案一覧-

改定区分は、法令・制度改正への対応になります。

No.	改定区分	概要
1	法令・制度改正への対応	・ 特定親族特別控除の創設に伴う標準仕様書の改定

## <参考>特定親族特別控除の創設に伴う改定について

特定親族特別控除の創設に伴い、年金制度等においても地方税法の改正に準じた見直しを行います。

#### 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第355号)について(概要)

#### 1. 改正の趣旨

- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)において、特定親族特別控除が創設(※)された。
  - ※ 特定親族特別控除の創設について
  - 19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減することとするもの。
- 年金制度における保険料を拠出していないものの福祉的な観点から支給する20歳前の傷病による障害基礎年金(以下「20歳前障害基礎年金」という。)等の支給停止や保険料免除を行う際の、受給権者や被保険者等の所得について、基礎となる金額から、地方税法に規定する一部の各種控除額に相当する額を控除して計算していることから、年金制度等においても、地方税法の改正に準じた見直しを行うもの。

#### 2. 改正の概要

- 20歳前障害基礎年金等の支給停止や保険料免除の要件として前年の所得を用いる以下の制度において、受給権者や被保険者等の所得の算定に当たり考慮する各種控除額について、所得税法等の一部を改正する法律等により創設された特定親族特別控除額を追加する。
  - ① 国民年金保険料の免除等制度(国民年金法施行令の一部改正)
  - ② 20歳前障害基礎年金の支給停止(国民年金法施行令の一部改正)
  - ③ 老齢福祉年金の支給停止(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)
  - ④ 特別障害給付金の支給の制限(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正)
  - ⑤ 障害・遺族年金生活者支援給付金の支給の制限(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正)

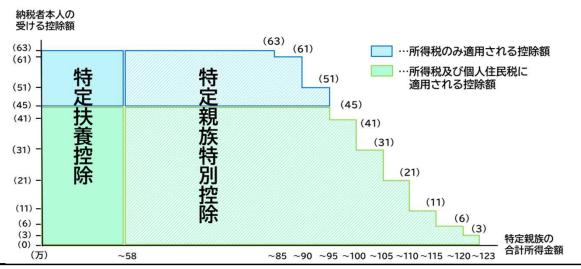
#### 3. 施行期日等

公布日:令和7(2025)年10月17日 施行期日:令和8(2026)年4月1日

※ 帳票レイアウトに収録している帳票のうち、省令等でその様式が 定められているものについても、施行期日までに改正を予定。

特定親族の 合計所得金額	納税者本人の 受ける控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

#### 【特定親族の合計所得金額と控除額の関係図】



## 2.3. 質問項目(1/3)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式とします。

なお、改定案に対する追加・修正等の意見がない場合は、回答票の提出に代えて、【回答票の提出先】デロイトトーマツコンサルティング合同会社(P.15)宛てのメール本文に「標準仕様書(案)に対する意見なし」と記載して回答することも可能です。この場合、回答票を提出した取り扱いとさせていただきます。

いずれの回答もいただかなかった場合は、回答票の提出がなかったものとして取り扱います。

#### 意見照会回答票イメージ

#### (1)団体·担当情報

①団体区分	②都道府県名	③市区町村名/ 事業者名	   ④部署名 	   ⑤担当者名 	⑥電話(外線)番号	⑦電子メールアドレス
記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
5:市	〇〇県	〇〇市	国保年金課	鈴木 太郎	XXX-XXXX- XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp
1:指定都市						

①~⑦まで回答者に記入いただく項目

## 2.3. 質問項目(2/3)

## 意見照会回答票イメージ

#### (2)機能·帳票要件

No.	① 回答元	② 大項目	③ 中項目	④ 改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	⑤ 機能ID	⑥ 改定(案) 要件	⑦ 改定(案) 実装区分	8 改定(案) 要件の考え方・ 理由	⑨ 改定(案) 備考	⑩ 改定(案) 適合基準日
	記入必須					記入不	要			
1										

①は回答者に記入いただく項目

②~⑩までは回答いただく対象について記載している項目

⑪ 意見有無	② 理由	⑬ 意見発出者	<u>⑭</u> ご意見の内容
記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により 記入必須

①~⑭まで回答者に記入いただく項目

## 2.3. 質問項目(3/3)

## 意見照会回答票イメージ

(3)帳票詳細要件、帳票レイアウト

1	Vo.	①回答元	②帳票名	③システム印字 項目名	④意見の種類	⑤実装項目	⑥理由	⑦意見発出者	⑧要件(修正前)	⑨要件(修正後)
		記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により 記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により 記入必須	条件により 記入必須
	1									

①~⑨まで回答者に記入いただく項目

#### (4)その他(標準仕様書(1.5版)の改定案以外の要件に対するご意見)

No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
1				

①~④まで回答者に記入いただく項目

## 2.4. 回答期間及び回答方法等

意見照会の回答期間及び回答方法等は以下のとおりです

#### ◆ 意見照会期間及び提出期限

[期間]令和7年11月○日(○)~11月○日(○) [提出期限] **11月○日(○)17時** 

#### ◆ 回答方法

- 回答票は、【調査の内容に関する問い合わせ】 デロイトトーマツコンサルティング合同会社(P.15)へ電子 メールにてご提出ください。
- 改定案に対する意見がない場合は、回答票の提出に代えてメール本文に「標準仕様書(案)に対する意見なし」と記載して回答することも可能です。この場合、回答票を提出した取り扱いとさせていただきます。

#### ◆ 回答結果の取り扱い

いただいたご意見については、事務局で整理の上、研究会にて取り扱いを討議させていただきます。

#### 意見照会結果の取り込みの方法(イメージ)

ご意見を反映



#### 意見の分類と対応の考え方

分類	事務局における対応
討議事項	✓ 意見を整理・集約、論点として整理し、第4 回研究会に上程する
指摘	✓ 標準仕様書(機能・帳票要件、帳票詳細要 件、帳票レイアウト)を修正する

#### 第4回研究会







## 2.5. 留意事項等

ご回答にあたっては、以下の留意事項等を参照の上、記載願います。

- ◆ 留意していただきたい事項
  - 標準仕様書(案)は、令和7年度の調査研究事業において作成したものです。本意見照会は、標準 仕様書(1.5版)案に対し全国の市町村及び事業者に意見を求め、標準仕様書を確定することを 目的に実施します。
  - 「国民年金システム標準化研究会」における検討資料等につきまして、厚生労働省のホームページに掲載しています。

研究会掲載URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\_me.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\_me.html</a> 標準仕様書掲載URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\_std.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\_std.html</a>

当該内容をご確認いただき、標準仕様書(1.5版)案へのご意見をお願いいたします。

## 回答票の提出先・問い合わせ先

◆ 回答票の提出先

回答票の提出は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社宛てに提出をお願いいたします

デロイトトーマツコンサルティング合同会社 (厚生労働省年金局事業管理課調査研究事業受託業者)

メール: <u>hyojun-kokunen@tohmatsu.co.jp</u>

- ※ 上記アドレスに送信できない場合は、<u>下記問い合わせ先の厚生労働省年金局事業管理課標準化担当のアドレス</u> に提出をお願いいたします
- ◆ 問い合わせ先

ご質問等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします

【調査の内容に関する問い合わせ】

デロイトトーマツコンサルティング合同会社 (厚生労働省年金局事業管理課調査研究事業受託 業者)

メール:hyojun-kokunen@tohmatsu.co.jp

【調査の主旨、制度に関する問い合わせ】

厚生労働省年金局事業管理課 標準化担当

メール: hyoujunka-nen@mhlw.go.jp

※ 本意見照会について、管轄の地方厚生(支)局及び日本年金機構(年金事務所、事務センター)では対応できないことから、問い合わせはお控えください

# Appendix. 所得額の算出方法

## Appendix. 所得額の算出方法 国民年金システムにおける所得額算出方法の設定基準及び算出対象

令和8年4月より、免除申請時等の審査に必要な所得額の算出に当たり考慮する控除額に「特定親族特別控除」が追加されることにより、 所得額の算出方法に変更が生じることとなります。

また、標準準拠システムへの移行に伴い、市町村やベンダーからPMOツール等を通じて所得計算の項目設定に係る複数の問い合わせをいただいていることから、こうした状況を踏まえ、本資料では、国民年金システム上、個人住民税システムから連携されるデータ項目を用いて必要な所得額を算出する際の計算式をお示しします。

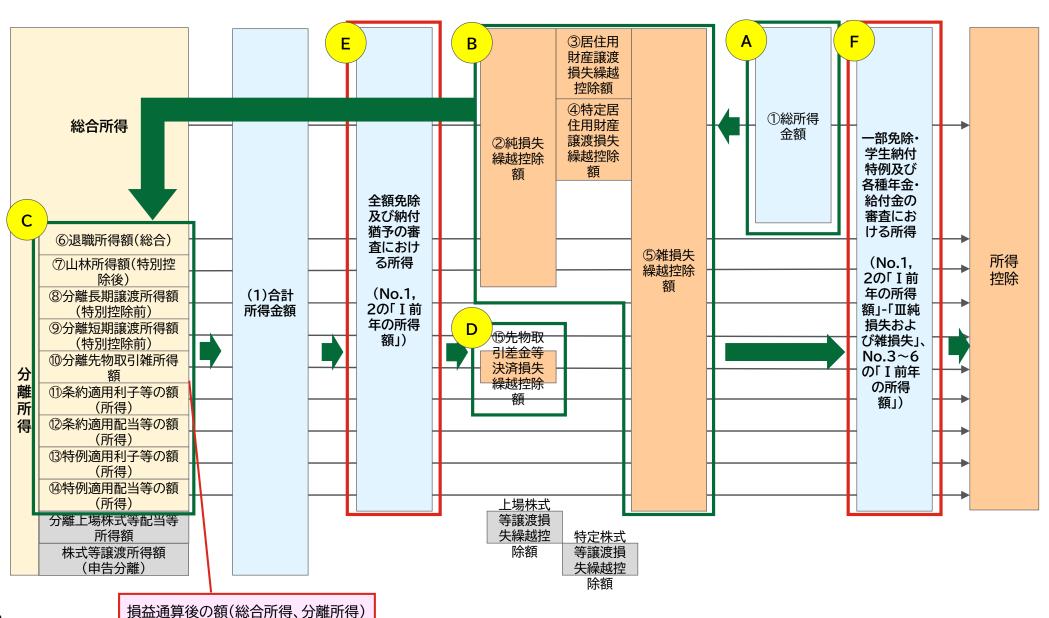
なお、同様の算出結果が得られるのであれば、市町村の判断において、本資料でお示しした内容と異なる計算式で所得額を算出しても差し支えありません。

#### 算出方法の対象

No.	帳票	手続き	算出方法の対象項目
1	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)	全額免除申請	前年の所得額
		納付猶予申請	純損失および雑損失
		一部免除申請	
2	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)	学生納付特例申請	前年の所得額 純損失および雑損失
3	国民年金 障害基礎年金 所得状況届	20歳前障害基礎年金の所得審査	前年の所得額
4	国民年金老齢福祉年金所得状況届	老齢福祉年金の所得審査	前年の所得額
5	特別障害給付金所得状況届	特別障害給付金の所得審査	前年の所得額
6	障害·遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届	障害・遺族 年金生活者支援給付金の所得審査	前年所得合計額
7	老齡·補足的老齡年金生活者支援給付金所得·世帯状況届	老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金の所得審査	前年所得合計額
8	共通		控除の合計額

## Appendix. 所得額の算出方法 No.1からNo.6の所得額を法令に沿って算出する方法の関係図

No.1からNo.6の算出方法は、以下の関係図より法令に基づきEの所得は「A+B+C」、Fの所得は「A+B+C-(B+D)」の順で算出します。



## Appendix. 所得額の算出方法 No.1 「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」

全額免除申請・納付猶予申請の所得額は、国民年金施行令第6条の11に沿って繰越控除前の額を算出するため、「I 前年の所得額」の計算式にて算出します。一部免除申請の所得額は、国民年金施行令第6条の12に沿って、繰越控除後の額を算出するため、「I 前年の所得額」から「II 純損失および雑損失」の計算式にて算出した金額を差し引きます。

項目		計算式
I	前年の所得額	計算方法:A+B+C
Ш	純損失および雑損失	計算方法:B+D (B:繰越控除額) ② 純損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600688) ③ 居住用財産譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600689) ④ 特定居住用財産譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600690) ⑤ 雑損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600694) (D:先物取引差金等決済損失繰越控除額) ⑤ 先物取引差金等決済損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600693)

## Appendix. 所得額の算出方法 No.2 「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)」

学生納付特例申請の所得額は、国民年金施行令第6条の12に沿って、繰越控除後の額を算出するため、「Ⅰ前年の所得額」の計算式にて算出した金額から「Ⅲ純損失および雑損失」の計算式にて算出した金額を差し引きます。

項目		計算式
I	前年の所得額	計算方法: A+B+C
Ш	純損失および雑損失	計算方法:B+D (B:繰越控除額) ② 純損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600688) ③ 居住用財産譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600689) ④ 特定居住用財産譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600690) ⑤ 雑損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600694) (D:先物取引差金等決済損失繰越控除額) ⑤ 先物取引差金等決済損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600693)

## Appendix. 所得額の算出方法 No.3 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」

20歳前障害基礎年金の支給停止に係る所得額については、国民年金法施行令第6条の2に沿って、繰越控除後の額を算出するため、「前年の所得額」の計算式にて算出します。

項目	計算式
前年の所得額	計算方法:A+C-D

## Appendix. 所得額の算出方法 No.4 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」

老齢福祉年金の支給停止に係る所得額については、旧国民年金法施行令第6条の2等に沿って、繰越控除後の額を算出するため、「前年の所得額」の計算式にて算出します。

項目	計算式
前年の所得額	計算方法:A+C-D

## Appendix. 所得額の算出方法 No.5 「特別障害給付金所得状況届」

特別障害給付金の支給制限に係る所得額については、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令4条に沿って、繰越控 除後の額を算出するため、「前年の所得額」の計算式にて算出します。

項目	計算式
前年の所得額	計算方法:A+C-D

## Appendix. 所得額の算出方法 No.6 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」

障害・遺族 年金生活者支援給付金の支給制限に係る所得額については、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第10条に沿って、 繰越控除後の額を算出するため、「前年所得合計金額」の計算式にて算出します。

項目	計算式
前年所得合計額	計算方法:A+C-D

## Appendix. 所得額の算出方法 No.7 「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」

老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金の支給制限に係る所得額については、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第4条の規定に沿って、「前年所得合計額」の計算式にて算出します。

項目	計算式
前年所得合計額	計算方法:①+(②-③) ① 公的年金等収入額(国民年金データ項目ID:02600667) ② 合計所得金額(住民税) 計算値(国民年金データ項目ID:02600619) ③ 公的年金等所得額(国民年金データ項目ID:02600623) ※(②-③)がマイナスとなる場合は0とし、①のみの設定とする。

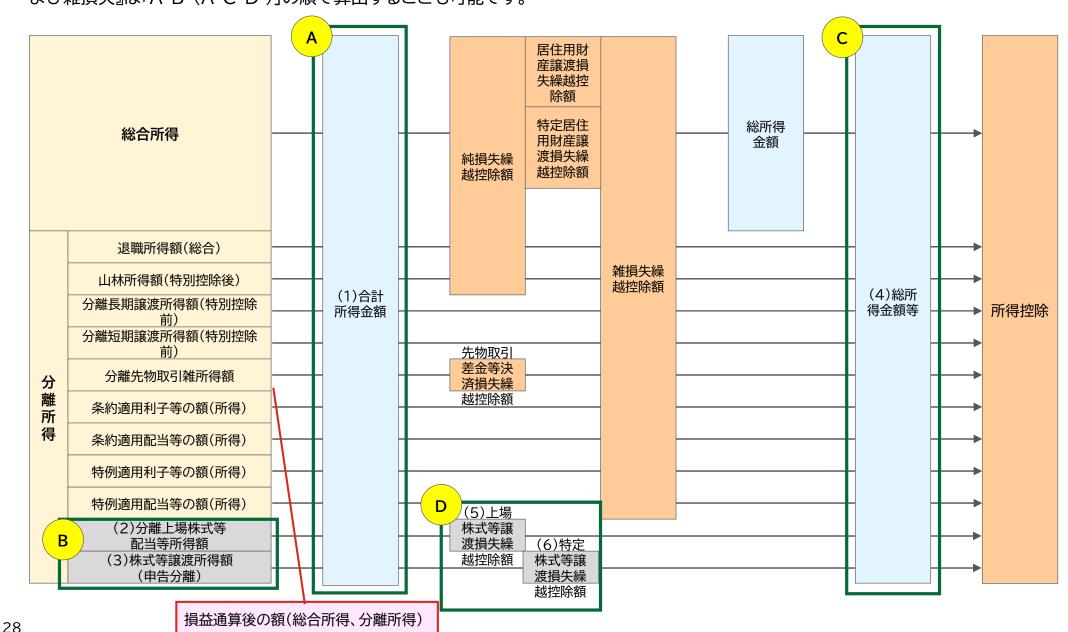
## Appendix. 所得額の算出方法 No.8 全帳票に共通する「控除の合計額」

各帳票での「控除の合計額」は、下記①~⑫の合計金額を算出します。

項目	計算式
控除の合計額	計算方法:①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑪+⑪+⑫ ① 雑損控除額(国民年金データ項目ID:02600695) ② 医療費控除額(国民年金データ項目ID:02600698) ④ 小規模共済等掛金控除額(国民年金データ項目ID:02600697) ⑤ 配偶者特別控除額 計算値(国民年金データ項目ID:02600701) ⑥ 特定親族特別控除額 計算値(国民年金データ項目ID:02600701) ⑥ 特定親族特別控除額 計算値(国民年金データ項目ID:02600611)×27万円 ⑧ 特別障害者人数(国民年金データ項目ID:02600612)×40万円 ⑨ 本人該当区分。寡婦・ひとり親(国民年金データ項目ID:02600599)のコード値が「1.寡婦」の場合は27万円 ⑩ 本人該当区分。寡婦・ひとり親(国民年金データ項目ID:02600599)のコード値が「2.ひとり親(父)」または「3.ひとり親(母)」の場合は35万円 ① 本人該当区分 勤労学生(国民年金データ項目ID:02600609)の区分が「1:勤労学生」の場合は27万円 ② 特例肉用牛所得額(国民年金データ項目ID:02600628) ※データ要件・連携要件標準仕様書が令和7年9月に改定され、特定親族特別控除額のデータ項目「特定親族特別控除額 計算値」が個人住民税システムから国民年金システムへの連携対象とされています。

## Appendix. 所得額の算出方法 (補足) No.1からNo.6の所得額を「合計所得金額」から算出する方法の関係図

No.1からNo.6の算出方法は、一部ベンダーから問い合わせをいただきましたが、帳票に定義している『前年の所得額』は「A-B」、『純損失および雑損失』は「A-B-(A-C-D)」の順で算出することも可能です。



## Appendix. 所得額の算出方法 (補足) No.1からNo.6における記載項目を「合計所得金額」から算出する方法

No.1、2については、全額免除申請や納付猶予申請の所得額は繰越控除前の金額となるため、『前年の所得額』の計算式で算出します。一方、一部免除申請や学生納付特例申請の所得額は繰越控除後の金額となるため、『前年の所得額』から『純損失および雑損失』を差し引きます。 No.3~No.6については、繰越控除後の金額を算出するため、『前年の所得額』の計算の中で繰越控除額を差し引いて算出します。

#### No.1,2の算出方法

項目		計算式
I	前年の所得額	計算方法:A-B (A:合計所得金額) (1) 合計所得金額(住民税)」計算値(国民年金データ項目ID:02600619) (B:株式に係る所得額) (2) 分離上場株式等配当等所得額(国民年金データ項目ID:02600659) (3) 株式等譲渡所得額(申告分離)(国民年金データ項目ID:02600656)
Ш	純損失および雑損失	計算方法:(A-C-D)(A:合計所得金額)(1)合計所得金額(住民税)計算値(国民年金データ項目ID:02600619)(C:総所得金額等)(4)総所得金額等(国民年金データ項目ID:02600618)(D:株式に係る控除額)(5)上場株式等譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600691)(6)特定株式等譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600692)

#### No.3~No.6の算出方法

項目		計算式
I	前年の所得額	計算方法: A-B-(A-C-D)         (A:合計所得金額)         (1)合計所得金額(住民税)計算値(国民年金データ項目ID:02600619)         (B:株式に係る所得額)         (2)分離上場株式等配当等所得額(国民年金データ項目ID:02600659)         (3)株式等譲渡所得額(申告分離)(国民年金データ項目ID:02600656)         (C:総所得金額等)         (4)総所得金額等(国民年金データ項目ID:02600618)         (D:株式に係る控除額)         (5)上場株式等譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600691)         (6)特定株式等譲渡損失繰越控除額(国民年金データ項目ID:02600692)

# **EOF**